

浜松市 SDGs 推進プラットフォーム運営要綱

(名称)

第1条 本会は、「浜松市 SDGs 推進プラットフォーム」(以下「プラットフォーム」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、本市における SDGs (「持続可能な開発目標」をいう。以下同じ。)の達成に向けた、企業・団体・個人による幅広い活動の推進のため、SDGs に関連する活動に取り組んでいる、又は関心を持っている会員同士の交流や情報交換を通じて、各々の活動の活性化を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員の交流及び連携に資する事業
- (2) SDGs の達成に資する情報発信等の事業
- (3) 会員の登録・管理等の事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか目的の達成に必要と認める事業

(組織)

第4条 本会の事務を処理するため、浜松市企画調整部企画課に事務局を置く。

(会員)

第5条 本会は、本会の目的に賛同し、本要綱を順守する企業、団体(法人格の有無を問わない)、個人の会員をもって組織する。

2 本会への加入を希望する者は、その旨を事務局が指定する書面等により提出することで、会員となる。ただし、次の各号に掲げる業種又は事業を営む者は会員になることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) ギャンブルにかかるもの
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続中の事業者
- (8) 浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81条)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者

3 会員は、前項の申込事項に変更がある場合はすみやかに事務局に申し出るものとする。

4 会員は、書面等により事務局に届け出ることで退会することができる。

5 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員を除名することができる。

- (1) 本要綱に違反し又は本会の信用を著しく害すると認められるとき
- (2) 会員が解散又は営業を停止したとき
- (3) 第9条(暴力団員等の排除)に違反したことが判明したとき
- (4) 会員が本条第2項に定める業種又は事業を営む者に該当することが明らかとなったとき

(5) その他本会の運営に当たって重大な支障が生じると事務局が認めたとき

(会員情報の掲載)

第6条 会員情報について、浜松市ホームページに掲載する。ただし、次の各号に掲げる場合は掲載しない。

(1) 公開が任意の項目について会員が公開を希望しないとき

(2) 本市の広告掲載基準第5条各号に該当するとき

(3) その他事務局が不適切であると判断したとき

(運営)

第7条 会費は無料とする。

(情報の利用制限)

第8条 会員は、事務局が承認した場合を除き、プラットフォームの活動を通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用をすることができないものとする。

(暴力団員等の排除)

第9条 会員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

(損害賠償)

第10条 プラットフォームが会員を対象に実施する勉強会、セミナー等により生じうる一切の損害（精神的苦痛、人材等の派遣の際に生じた事故、又は、その他の金銭的損失を含む一切の不利益）について、浜松市及びプラットフォーム会員は負担しない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月31日から施行する。